

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例		公布日	平成2年3月23日
条例番号	平成2年三重県条例第5号		直近改正日	平成19年7月4日
所管部局課	雇用経済部エネルギー政策課		電話番号	059-224-2316
条例の概要	発電用施設の周辺の地域への企業の導入及び当該地域内における産業の近代化のための措置としての資金の貸付事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するに当たり、必要な事項を定めるものである。			条例の類型 財産管理型
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	中小企業への貸付の原資として電源立地地域対策交付金を充てるためには、基金の造成は有効な手段であり、基金の設置に当たっては、地方自治法第241条第1項の規定により条例で定めることが必要であって、現在でも妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	中小企業への貸付の原資として電源立地地域対策交付金を充てるためには、基金の造成は有効な手段であり、基金の設置に当たっては、地方自治法第241条第1項の規定により条例で定めることが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	条例の設置目的である資金貸付については、平成9年6月以降実績がない。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	基金の設置に当たっては、地方自治法第241条第1項の規定により条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第241条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に基づき、事務手続を実施しており、整合は図られている。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例に基づき、事務手続を実施しており、整合は図られている。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	いいえ	平成9年6月以降貸付実績がない。	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	基金事業を管理運営していく上で、条例で定められている規定は全て必要なものであり、一部であっても廃止すれば支障が生じる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	基金事業を管理運営していく上で、条例で定められている規定は全て必要なものであり、一部であっても廃止すれば支障が生じる。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	貸付は、電源地域のほか県内全域の企業を対象とし、電源地域の住民の雇用を条件としている。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、上記の要件をほぼ満たし、改正の必要はないと考える。	資金貸付事業の効果的な運用については、別に検討を行う。	無